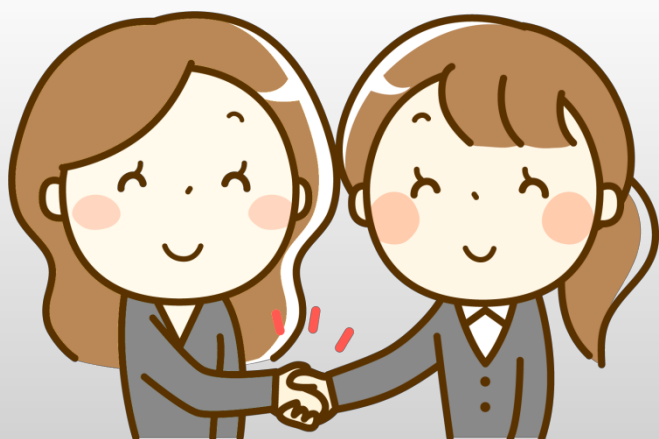


# 売買はどこまで認められるの？ 授業教材パック



商品売買の法的限界を考える



## 目 次

教材パックの目的と概要 .....	1
目 的.....	1
概 要.....	1
：対象学年.....	2
：教科・領域 .....	2
：時間数.....	2
授業の位置づけ.....	2
準備物.....	2
教材パックの使い方.....	3
付属のCD-ROMに含まれる資料について.....	3
資料の使い方について.....	3
設問について.....	4
授業展開例 .....	5
授 業 進 行.....	7
導入.....	7
問題の所在 .....	7
契約自由の原則.....	7
売買が望ましくない場合.....	8
売買の法的限界とは .....	9
事例1 .....	9
事例の概要（友人間でのチケット売買）.....	9
考えられうる理由.....	10
正解と解説.....	11
事例2 .....	12
事例の概要（コンサート会場前でのダフ屋との売買） .....	12
考えられうる理由.....	13
正解と解説.....	13
事例3 .....	15
事例の概要（ネットオークションでの売買） .....	15
考えられうる理由.....	16
正解と解説.....	16
まとめ.....	18
この教材を利用される方へ.....	19
「売買はどこまで認められるの？」資料集 .....	20
事例1  ロールプレイ原稿.....	20
事例2  ロールプレイ原稿.....	21
事例3  ロールプレイ原稿.....	22
ワークシート .....	23
ワークシート（先生用） .....	24
スライド解説 .....	25～42

# パックの目的と概要



## 目 的

商品やサービスの自由な売買は、原則として私法上認められるが、様々な理由で規制される場合があることを事例を通して学び、消費者として、自らの利益だけを追求するのではなく、自らの行動が



社会にどのような影響を与えるのか、どのような社会の構築を目指すかについて、考えることを目的としています。

## 概 要

3つの事例を通して、売買が法的に認められるかどうかを考える。

- ① 友人間でのコンサートチケット売買の事例
- ② コンサート会場前でのダフ屋との売買の事例
- ③ ネットオークションでの売買の事例

①で契約自由の原則を押さえ、②で規制される場合があることを理解し、③でそれらの間の線引きを考えさせる。

## ：対象学年

中学3年生

高校1、2年生

## ：教科・領域

家庭科（家庭基礎）

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任

公民科（現代社会）

- ・消費者に関する問題

## ：時間数

1時間（45分）

## 授業の位置づけ

家庭科（家庭基礎）の時間、公民科（現代社会）の時間で実践できる題材として用意しました。

## 準備物

- ・パソコン、プロジェクター、スクリーン
- ・事例1～3の原稿
- ・ワークシート

# 教材パックの使い方



## 付属の CD-ROM に含まれる資料について

中高生向けに一回 45 分の授業を想定して作られています。

まず 5～6 頁の「授業展開例」を参考にしてください。授業で適宜使用できるように①スライド、②ロールプレイ原稿、③ワークシートが付属 CD-ROM に含まれています。

## 資料の使い方について

①スライドは、Microsoft のパワーポイント用ファイルです。パソコンからプロジェクターに送り、スクリーンなどに投影するなどしてお使いください。



②ロールプレイ原稿は、PDF で作成されています。事例を紹介する際に、生徒などに役割を割り振って読み上げてもらう用に1枚にまとめてあります。必要な分だけ印刷・配布をしてください。



③ワークシートは、PDF で作成されています。生徒一人ひとり分、あるいは班の分だけ印刷して配布し、事例を紹介した後で各自・各班で考えさせるために用いてください。

## 設問について

各事例紹介の後で「この事例で、売買は法的に認められるのか、どうか？」と問いかけをしてください。ワークシートに「認められる」「認められない」に丸を記し、その回答について、なぜそう考えたかを下の欄に書くように指示してください。そのうえで正解を示し、解説を加えてください。生徒一人ひとり、あるいはグループワークで考えさせることもできます。



認められる？  
認められない？

## 授業展開例

	時間	学習活動	指導上の注意
導入	4分	<p><b>問題の所在</b></p> <p>パワーポイントで確認</p>	<p>■売買が契約として成立する原則と、規制される場合があることを理解する。</p> <p>➤ スライド 1～8</p>
事例1	12分	<p><b>友人間でのチケット売買</b></p> <p>①パワーポイントで確認 ②ワークシート記入 ③班内で話し合い ④各班発表</p>	<p>■契約自由が原則であることを確認する</p> <p>■当事者間で合意と商品の支払い・引き渡しをなされ、特に販売元による本人確認や禁止事項がない点に生徒の注意を向ける</p> <p>➤ スライド 9～17</p> <p>※ロールプレイングも可能</p> <p>※「授業進行」を参考に進める</p>
事例2	12分	<p><b>コンサート会場前での売買</b></p> <p>①パワーポイントで確認 ②ワークシート記入 ③班内で話し合い ④各班発表</p>	<p>■売買が規制されうることを確認する</p> <p>■ダフ屋が不特定多数に営利目的で転売している、不当に高額で販売している点に生徒の注意を向ける</p> <p>➤ スライド 18～25</p> <p>※ロールプレイングも可能</p> <p>※「授業進行」を参考に進める</p>

	時間	学習活動	指導上の注意
事例 3	12分	<p style="text-align: center;"><b>ネットオークションでの売買</b></p> <p>①パワーポイントで確認 ②ワークシート記入 ③班内で話し合い ④各班発表</p>	<p>■売買が法的に問題ないかを考えさせる</p> <p>■不特定多数を相手にしていても、結果的に高額取引になっても、この事例では出品者が営利目的ではないことに生徒の注意を向ける</p> <p>➤ スライド 26～34</p> <p>※ロールプレイングも可能</p> <p>※「授業進行」を参考に進める</p>
まとめ	5分	<p style="text-align: center;"><b>まとめ</b></p> <p>パワーポイントで確認</p>	<p>■売買は原則として自由ではあるが、不特定多数への営利目的の場合は規制されることがあることを理解させる</p> <p>■販売元による本人確認や禁止事項がないかどうかを確認するように注意を喚起する</p> <p>➤ スライド 35～40</p> <p>※「授業進行」を参考に進める</p>



# 授業進行



## 導入

### 問題の所在

今日扱うのは「どこまで売買は認められるの？」というテーマです。 どういう場合に認められないのか、現行の法ではどのように扱われているのか、事例を通して考えながら学んでいきましょう。

\*法には、国会で成立する「法律」だけではなく、裁判所が下す「判決」や各都道府県や市区町村の議会で成立する「条例」なども含みます。

スライド  
1

### 契約自由の原則

まず身近な例から始めます。たとえば友達を持っているアイスが欲しいとき、友達に「そのアイス、ちょうだい」と言って、その友達が「100円で売ってあげるよ」と応じてくれ、100円を友達に支払えば、アイスを買ってもらうことができます。友達との間でアイスの「売る」「買う」を約束することを、法の世界では「合意」と言いま

スライド  
2


スライド  
3

スライド  
4

スライド  
5

す。合意によって、二人の間で売買契約が成立します。これを、法の世界では「契約自由の原則」と言います。誰から買おうか、何をかうことにしようか、どういう方法でお金を支払おうかなど、相手の売主と予め合意をしておけば、特段の事情がない限り、自由に売買ができ どちらの当事者にとっても利益 になりますから、契約という形で法的に保護されるのです。

スライド  
6

 売買は、当事者双方が合意した方法に従って、代金の支払いと、商品の引き渡しやサービスの履行をすることによって、合法的に行われます。

### 売買が望ましくない場合 ...特段の事情

スライド  
7

ところが、たとえば宿題するのが面倒だからと言って、友達に「代わりに宿題やって」とお願いをして、友達が「1000円でやってあげるよ！」と応じてくれたとき、確かに合意はされてはいても、このような宿題の代行がお金で認められてしまってよいわけではありません。ちゃんと自分で宿題をやってきた人には不公平に感じるでしょう。また宿題の代行を認めてしまうと、学校で習ったことを着実に身に着けるために、自分自身が家でちゃんと勉強をする、という宿題の意味がなくなってしまいます。お金で済ませることは「宿題」というものの意味を歪めてしまう、ということです。

## 売買の法的限界とは

法の世界では、売買は当事者の自由な合意によって行われますが、どのような場合でも、合意さえあれば、すべて契約として保護されるわけではありません。宿題の代行くらいならば先生に怒られるだけで済むかもしれませんが、もっと重大な利益が損なわれるような場合は、法によって規制されることがあります。

では、どういう場合に売買が認められたり、認められなかったりするのでしょうか。これから紹介する3つの事例を通して考えてみましょう。

スライド  
8

## 事例 1

スライド  
9

### 事例の概要（友人間でのチケット売買）

モモコさんは成人になりました。オトちゃんとモモコさんは、どちらも成人の女性ですが、オトちゃんはコンサートチケットを入手するために、友達のモモコさんに頼んで、チケットの購入申し込みをしてもらいます。オトちゃんは落選しますが、モモコさんは当選しました。オトちゃんは、モモコさんにチケットを購入してもらった後、モモコさんに代金を支払って、チケットを渡してもらいます（買います）。

スライド  
10  
12  
13



当事者の中で合意と商品の支払い・引き渡しがなされ、特にチケット販売元による本人確認や禁止事項がない点に生徒の注意を向ける。

➡ 生徒などに頼んでロールプレイングをする場合は20頁へ



### チケット購入の仕組み

1. チケット販売元のウェブサイトで申し込みをする。
2. 数日後、当選を知らせるメールが来るので、当選を確認する。
3. チケットの代金を振り込み、郵送されたチケットを受け取る。

スライド  
11

## 考えられうる理由

### 「認められる」側の理由

- ・買主（オトちゃん）と売主（モモコさん）が合意をしているから
- ・オトちゃんとモモコさんのどちらが買っても、チケット販売元は利益を失っていないから
- ・とくに本人確認も売買禁止の表示もないから

スライド  
14

### 「認められない」側の理由

- ・チケットを欲しがった他のファンに迷惑
- ・「チケットの買主がコンサートの入場者になる」というチケット販売元の想定を壊しているから
- ・友人間の売買を認めると、他人との売買にまで広まりかねないから

スライド  
15

## 正解と解説

正解は現行法では原則「認められる」ようです。この事例のように、本人確認がなかったり、チケット販売元がとくに禁止していない限り、規制はありません。そしてモモコさんが購入したチケットの売買について、オトちゃんとモモコさんが合意しているので、二人の間で契約が成立して、チケット売買が成立します。このようにとくに規制がない限り、自由に売買できることを、契約自由の原則と行うのでした。最初に紹介した、手作りアイスを売り買いすることができる事例と基本的には同じです。

スライド  
16

ただひとつ注意が必要です。最近では、チケット販売元が、身分証の提出による本人確認など当選者だけがチケットを使える仕組みにしていたり、チケットを誰かに売買することを禁止する表示があったりする場合があります。それは、チケット販売元が、チケットを買った人以外は入場させませんよ、という意味です。こうした条件がついたチケットを了承して売買したことになりますから、たとえ友人間であったとしても、このような場合には、チケットの売買はしないように必ず販売元の注記などをよく読んでおくようにしましょう。

スライド  
17



## 事例 2


スライド  
18


### 事例の概要（コンサート会場前でのダフ屋との売買）

今回はオトちゃん、モモコさん共にチケットを買えず、あきらめきれないオトちゃんは、モモコさんと一緒にコンサート会場へ行きました。コンサート関係者ではない業者の人にチケットの購入を持ち掛けられ、正規価格よりもはるかに高い値段を提示されます。モモコさんは拒否しますが、それでもオトちゃんはチケットを購入します。


スライド  
19

スライド  
20

 オトちゃんとダフ屋との間で合意はなされていること、だが業者が不特定多数に営利目的で転売していること、不当に高額で販売している点に生徒の注意を向ける。

 生徒が「ダフ屋」が違法であることを知っているかもしれないので、事例紹介の中では敢えて「ダフ屋」という表現は使わない。



 生徒などに頼んでロールプレイングをする場合は21頁へ

## 考えられうる理由

### 「認められる」側の理由

- ・ 買主（オトちゃん）と売主（業者）が合意をしているから
- ・ 誰が買うにせよ、チケット販売元は利益を失っていないから
- ・ とくに本人確認も売買禁止の表示もないから

スライド  
21

### 「認められない」側の理由

- ・ 正規より高い値段になり、ファンが正規価格でコンサートを楽しむことができなくなるから
- ・ 友人ではなく不特定の人に転売しているから
- ・ 営利目的の転売はコンサートの主旨（ファンとの交流）を歪めてしまうから
- ・ 正規ルート以外でチケットの売買が広まってしまう。たとえば反社会的な組織の収入源になりかねないから

スライド  
22

## 正解と解説

正解は「認められない」です。営利目的で不特定多数の人たちにチケットを転売することは法的に規制されています。先の事例のように友人間で売買する場合とは、わけが違います。営利目的で不特定多数に転売する人のことを「ダフ屋」といいます。ダフ屋がチケットな

スライド  
23

どを売るとは各都道府県の迷惑行為防止条例で禁止されています。  
私たちの岡山県でも迷惑行為防止条例で禁止されています。

スライド  
24

ですからコンサート会場で営利目的でチケットを売っている人から買わないようにしましょう。ダフ屋はチケットを正規価格よりも高い値段で売って利益を得ようとしており、正規価格でコンサートを楽しむ機会をファンから奪っています。実際には法的に処罰される可能性があるのは、ダフ屋＝売主の方の行為で、チケットの買主ではありません。とはいえ買うことが積極的に認められているわけではなく、もし買えばダフ屋の行為に手を貸すことになり、ダフ屋はいつまでもいなくなりません。買う側としてもダフ屋からチケットを買うことはやめておきましょう。

スライド  
25



### 岡山県迷惑行為防止条例（第9条）

- 2 何人も、転売する目的で得た乗車券等を、公共の場所において、不特定の者に売り、又は人につきまとして売ろうとしない。

スライド  
24





## 事例 3

スライド  
26

### 事例の概要（ネットオークションでの売買）

今回もオトちゃん、モモコさん共にチケットを買えず、あきらめきれないオトちゃんは、インターネットでチケットを探し、オークションで見つけます。オトちゃんはオークションでチケットを競り落とすことに成功しますが、その値段が高額になり、モモコさんは心配しますが、それでもオトちゃんはチケットを購入します。

スライド  
27

スライド  
29



この事例では、出品者は必ずしも営利を目的としていないことに生徒の注意を向ける。

➡生徒などに頼んでロールプレイングをする場合は22頁へ



#### ネットオークションの仕組み

1. 欲しいものに自分が希望する金額をつけて出品者に申し込みをする。
2. 他の希望者が値段を吊り上げた場合、期限内に一番高い金額を付けた人が落札。
3. 落札者は銀行などを通して出品者に支払い、落札したものを送ってもらう。

スライド  
28

## 考えられうる理由

### 「認められる」側の理由

- ・ 買主（オトちゃん）と売主（出品者）が合意をしているから
- ・ 誰が買うにせよ、チケット販売元は利益を失っていないから
- ・ コンサートに行けない人がチケットを売り渡し、行きたい人が入手できて、無駄がない
- ・ とくに本人確認も売買禁止の表示もないから

スライド  
30

### 「認められない」側の理由

- ・ ダフ屋と同じように不特定の人に販売する行為だから
- ・ 正規より高い値段になり、ファンが正規価格でコンサートを楽しむ機会が奪われる
- ・ 出品者がウソをついて実は営利目的で販売しているかも

スライド  
31

## 正解と解説

正解は原則「認められる」です。もちろん出品者がウソをついているとすれば論外ですが、オークションで高い値段での売買になったとしても、出品者の言う通り、営利目的ではない限り、とくに法的な規制はありません。買主（オトちゃん）と売主（出品者）の間で合意があれば、チケット売買は契約として成立するでしょう。

スライド  
32

ただし重要なのは、とりあえず法的な規制がなかったとしても、オークションでのチケット売買そのものが積極的に認められているわけではない、ということです。先ほどのダフ屋と同じように、不特定多数への営利目的の転売となると規制されることがあります。2016年9月14日に、「嵐」のコンサートチケットを転売したとして、古物営業法違反（無許可営業）の疑いで、逮捕された人がいました。この人は、チケットの転売によって1年半で1000万円もの売り上げを得ていたために、古物（チケット）を販売することを「営業」として行っていると判断されて、そのような営業の許可を受けていなかったとして逮捕されたのです。

スライド  
33

このような営利目的のネット販売は、音楽業界やアーティストたちも望んでいません。2016年の8月には、音楽業界4団体と多くの国内アーティストたちが「チケット高額転売取引問題の防止」を求める共同声明を発表しました。近年、日本では多くの人たちがアーティストのライブに足を運んでいますが、それに目を付けた組織や個人がチケットを大量に買い込んで、インターネットのサイトで正規価格よりもずっと高い値段で取引するという、チケットの転売ビジネスが成長しています。チケットの高額転売によって、正規価格でチケットを買えない、本人確認などにより転売されたチケットでコンサート当日に入場できない、などのトラブルも増えてきています。このようなトラブルに巻き込まれないように、ネットオークションは、営利目的の業者なのかどうかよく調べて、十分に気を付けましょう。

スライド  
34



## まとめ

スライド

これら3つの事例を並べてみると、コンサートチケットの売買については、販売元の禁止がなければ、友人間など特定の個人間で営利以外の目的で行われる転売については、原則として規制はありません。ですが、不特定多数の人に対して営利目的で転売が行われるならば、法的に規制されるということになりそうです。

35  
36  
37  
38  
39  
40

ただし繰り返しますが、これらは「本人確認や転売禁止の表示がなければ」ということが条件になります。実際には、チケット販売元が本人確認や転売禁止を表示することがあり、最近ではそのようなコンサートも増えているようです。ですから、もしチケットの売買をするような場合には、このような条件がないことを十分確認しておきましょう。今日の事例はすべて、こうした条件の表示がないという設定になっていたのので、そこをよよく注意しておいてください。



## この教材を利用される方へ

本教材をご利用いただきありがとうございます。本教材は、中高生にとって身近な「コンサートチケットの転売」をテーマに作成しておりますが、社会的に大きな関心を引くトピックですので、業界の取り組みや最近の法規制など、現在進行形で変わっていく部分も含まれています。本教材作成の期間中にも、次のような事例が起きました。本教材をご利用される前に、こうした動向にご注意いただければ、と存じます。

・近年、急用でコンサートに行けなくなった人などのために、チケットの個人売買サービスを取り扱う事業者がネットに登場してきました。ところがそうした事業者が営利目的での出品を禁じているにもかかわらず、一部の利用者が営利目的での転売に利用するという実態があります。そこでサイトで取り扱われるチケットの高額転売が問題視され、2017年12月には大手サイトが警察の家宅捜索を受け、サービスの停止・サイトの閉鎖に追い込まれることになりました。

・また2017年5月には、人気男性グループのコンサートチケットを大量に転売し、2000万円以上が銀行口座に振り込まれていたとして、ある男性が東京都迷惑行為防止条例違反に問われた事例がメディアで報道されました。

・他にも、報道によると、2020年東京五輪・パラリンピックの入場チケットが転売され価格が高騰しかねないとの懸念から、インターネット上でのダフ屋行為を取り締まることを目的にした法制化の動きがあるようです。この法案は、1. 特定の日時や場所、座席を指定、2. 主催者らが転売の禁止を明示、3. 主催者らが本人確認などの防止策を講じている、という三つの条件を満たすチケットを規制対象にして、はじめから転売する目的で入手したり、定価以上の価格で販売することを禁止し、違反した場合には、迷惑行為防止条例が定める罰則を参考にした処罰を定めるもの、とされています。本教材の事例3のように、チケットを購入した後に都合が悪くなり転売するようなケースは基本的に対象外であるとされているようですが、この法律が制定・施行される時に「原則認められる」という本教材事例3の結論が変わることもありえますので、教材使用前に一度ご確認ください。

またたとえ法的に規制されることはないとしても、チケット転売は消費者の行動としてあまり望ましくない場合もありますので、法規制の対象外であるだけで安心させず、賢い消費者となるよう導いていただくと幸いです。

# 事例1 ロールプレイ原稿

登場人物

オト（20歳女性）      モモコ（20歳女性）

オト	「ウラシマって最高。今度、コンサートに行くの。」
モモコ	「ウラシマは大人気だし、チケット、手に入らないかもよ？」
オト	「そうね。モモコ、あなたもチケットの申し込みをしてくれない？ 当選確率が二倍になるのよね。」
モモコ	「はいはい。わかったわ。代金はちゃんと払ってね。」
オト	「私、チケット落選しちゃったよ～。ねえ、モモコはどうだったの？」
モモコ	「えっと、何々。『おめでとうございます』だって。私、当選してるわ。」
オト	「ナイスよ、モモコ！ じゃあ、あそこのコンビニに行ってチケットを買ってきてちょうだい。」
モモコ	「はいはい、わかった、わかった。ちょっと待っててね。これがチケット販売機ね。 ウラシマ、コンサートっと。5000円か。レジで払うのね。お願いしま～す。 はい、これで手に入ったわ。オトちゃんが好きわね。 ほら、オトちゃん。チケット、手に入ったわよ。」
オト	「モモコありがと～♡ はい、これ代金の5000円。 助かったわ、モモコ。本当にありがとう！」
モモコ	「でもこれって、本当によかったのかな。 コンサートに行く気がない私がチケットを手に入れちゃって。 確かにこのチケットには、本人確認もないみたいだし、 『他の人に売っちゃいけません』なんてどこにも書いてないし。 でも他にもコンサートに行きたい人がいたはずよね。 悪いこと、しちゃったかなあ。」
オト	「何を言ってるの、気にしなくていいのよ、モモコ。 私たち友達同士なんだから、別に構わないじゃない。 ちゃんとお金を払ってチケットを買ったんだし、誰にも迷惑かけていないわ。 大丈夫だよ！」

## 事例2 ロールプレイ原稿

### 登場人物

オト（20歳女性） モモコ（20歳女性） 業者（男性）

オト	「この前のコンサート、最高だったわよ！モモコ、今度は一緒に行こうよ！」
モモコ	「はい、はい。そこまで言うなら、私も行くわ。申し込みしておくわね。」
モモコ	「オトちゃん、抽選の結果、どうだった？ 私ダメだったみたい…。」
オト	「私もよ…。でも当日券とか、チケットの余りがあるかもしれないから、今からコンサート会場に行ってみましょうよ。」
モモコ	「やれやれね。ねえオトちゃん、やっぱり会場にもチケットないみたいよ。当日券も売り切れだって。」
業者	「ちょっとそこのお嬢ちゃん。ウラシマのコンサートチケットは要らないかい？ おじさんはもう要らなくなった人からチケットを買って、君たちみたいにチケットを買いそびれた人に売ってあげているんだ。さあどうだい？」
オト	「え！チケットあるの？欲しい、欲しい！おいくらですか？」
業者	「一枚、二万円だよ。前売り券ではないから、ちょっと高くなっているけどね。」
オト	「え！？そんなに高いの！？う～ん、どうしよう。でもコンサートは観たいし…。わかりました。私、買います！」
業者	「まいどあり～。」
オト	「やった、やったぁ～！！これで、ウラシマに会えるわ～！！」
モモコ	「私はやめておくわ。あの人、コンサートの関係者でもなさそうだし…。」
オト	「そお？このチケットは、間違いなく本物よ。 コンサートの入り口で本人の確認もしていないみたいだし、他の人に譲ってはいけない、なんてどこにも書いてないし、大丈夫なんじゃない？ 悪いわね、モモコ、ここまでついてきてもらって。 じゃあ、遠慮なく会場に入らせてもらうわね。 後でコンサートの感想、教えてあげるから。じゃあ、またね。」
モモコ	「はいはい、楽しんできてね。」

## 事例3 ロールプレイ原稿

登場人物

オト（20歳女性） モモコ（20歳女性）

オト	「モモコ、今度こそ、ウラシマのコンサートに一緒に行こうよ！」
モモコ	「そうね、前は一緒に入れなかったし。また申し込んでおくわね。」
モモコ	「あーあ、また抽選に外れちゃった。オトちゃんはどうだった？」
オト	「私も外れちゃったわ。でも私、ちょっとネットでチケットを探してみるわ！」
オト	「私、絶対見つけてやるんだから！あ！ウラシマのコンサートチケットがあった！え〜と、オークションなのかな。 『急用でウラシマのコンサートに行けなくなりました。チケットがもったいないので、誰か買いませんか。』ですって。」
モモコ	「え〜ほんと？この出品者うそついて売ってるんじゃないの？」
オト	「ううん。それはないよ。このオークションサイトは、大手のちゃんとしたところだから、嘘をついた出品はないはずよ。早速入札するね〜。」
オト	「やったわ、モモコ！チケットを落札できたわ！頑張ってた探した甲斐があったわ。あ〜よかったあ〜！」
モモコ	「ちょっと、オトちゃん、競り上げた値段…随分と値上がりしているみたいだけど…」
オト	「ええ大丈夫よ…って二万円！？しまった、他の人より値段を高くしなきゃと思って、よく見てなかったわ…。」
オト	「でもコンサートに行きたかったし…さっと、振り込みも済ませておいたわ。」
モモコ	「もお、本当に不注意なんだから。でもチケットも無事届いてよかったね。」
オト	「お金なくなっちゃったけど、まあ仕方ないわ。モモコは、どうするの？まだオークションなら、チケット手に入るみたいだけど？」
モモコ	「私はやめておくね。でもオトちゃん、こんな仕方でもチケット手に入れていいのかなあ。 今回もチケットには本人確認もないみたいだし、どこにも『売っちゃダメです』とも書いてないみたいだけど、これってよく考えたら、ダフ屋と同じようなものじゃない？何か法に違反することなんじゃないの？」
オト	「ええ〜ダフ屋とは違うよ。 チケットが高額になったのは、ふっかけられたわけじゃなくて、よく見てなかった私のせいだし…。 コンサートに行けなくなった人から買い取っただけよ。 チケットが無駄にならなくて、むしろよかったんじゃない？」



# ワークシート

年 組 番 名前

---

どちらかに○を付けて、認められる／認められないのはどうしてか、考えてみよう！

**1** 事例 1                      認められる      /                      認められない

認められる理由
認められない理由

**2** 事例 2                      認められる      /                      認められない

認められる理由
認められない理由

**3** 事例 3                      認められる      /                      認められない

認められる理由
認められない理由

# ワークシート（先生用）

年 組 番 名前

どちらかに○を付けて、認められる／認められないのはどうしてか、考えてみよう！

1 事例1      認められる      /      認められない

認められる理由
<ul style="list-style-type: none"><li>・買主（オトちゃん）と売主（モモコさん）が合意をしているから</li><li>・誰が買っても、チケット販売元は利益を失っていないから</li><li>・とくに本人確認も売買禁止の表示もないから</li></ul>
認められない理由
<ul style="list-style-type: none"><li>・チケットを欲しがった他のファンに迷惑</li><li>・「チケットの買主がコンサートの入場者になる」のが販売元の想定だから</li><li>・友人間の売買を認めると、他人との売買にまで広まりかねないから</li></ul>

2 事例2      認められる      /      認められない

認められる理由
<ul style="list-style-type: none"><li>・買主（オトちゃん）と売主（業者）が合意をしているから</li><li>・誰が買っても、チケット販売元は利益を失っていないから</li><li>・とくに本人確認も売買禁止の表示もないから</li></ul>
認められない理由
<ul style="list-style-type: none"><li>・ファンが正規の価格でコンサートを楽しむことができなくなるから</li><li>・友人ではなく不特定の人に転売しているから</li><li>・営利目的の転売はコンサートの主旨（ファンとの交流）を歪めてしまうから</li></ul>

3 事例3      認められる      /      認められない

認められる理由
<ul style="list-style-type: none"><li>・買主（オトちゃん）と売主（出品者）が合意をしているから</li><li>・誰が買っても、チケット販売元は利益を失っていないから</li><li>・コンサートに行けない人がチケットを売り渡し、行きたい人が入手できて、無駄がない</li></ul>
認められない理由
<ul style="list-style-type: none"><li>・ダフ屋と同じように不特定の人に販売する行為だから</li><li>・正規より値段が高いため、ファンが正規価格でコンサートを楽しむ機会が奪われる</li><li>・出品者がウソをついて実は営利目的で販売しているかも</li></ul>

# スライド解説



## スライド 1



私たちは、毎日の生活の中で  
色々な商品やサービスを  
売り買いしています。

では、何でも売ったり、買ったり  
できるのでしょうか？

今の法ではどのように扱われているのか、  
3つの事例を通して考えてみましょう。

## スライド 2



事例に入る前に  
基本を押さえておきましょう。

身近な例で考えてみます。

ももた君とももこさんがいます。

ももた君は、ももこさんが持っている  
アイスを見て、  
「食べたいな～」と思いました。

### スライド 3



ももた君は ももこさんに  
「そのアイス、欲しいな～」  
と言いました。

### スライド 4



ももこさんは  
「100円で売ってあげる」  
と、ももた君に言いました。

ももた君は  
100円払っても食べたいと  
思っていたので、  
ももこさんに100円支払えば  
アイスを買ってもらうことができます。

### スライド 5



ももた君と ももこさんの間で、  
アイスを100円で  
「売る」「買う」を約束すること、  
これを法の世界では  
「合意」と言います。

この「合意」によって、  
二人の間で売買という契約が成立します。

## スライド 6

売主と買主が**合意**することによって、自由に商品売り買いできることを、法の世界では



**契約自由の原則**

と言います。

買主は欲しいモノが、売主も代金が入りますから、**どちらにとっても得**になりますね。

特段の事情がない限り、商品を自由にお金で売買できるのです。

**ところが**

売主と買主が自由に話し合い「合意」する という自由に商品売り買いできることを「契約自由の原則」と言います。

買主は欲しかったモノが手に入り、売主は代金が入り、どちらにとっても利益になります。

「契約自由の原則」の下では、特段の事情がない限り、自由に売買できます。

ところが。

## スライド 7



代わりに宿題 やって!

**宿題の代行**

1000円でしてあげるわ!

このようにお金で売り買いすることが望ましくない場合があります。人を**不公平**に扱ったり、その**モノの意味を歪める**などするからです。いつでも**売買が認められるわけではない**のです。

↓

法によって規制されることがあります

宿題をするのが面倒なももた君がいます。ももた君が「宿題を代わりにやって」とももこさんをお願いして

ももこさんが「1,000円でしてあげるわ」と応じてくれました。「合意」はできていますが、このような合意つまり契約は認められているのでしょうか?

認めると

- ・宿題をしてきた人は不公平に感じる
- ・「宿題」というものの意味をゆがめてしまうという問題点があります。

自由に売買できると言っても、いつでも、何でも、売買が認められるというわけではないようです。法によって規制される場合があります。

## スライド 8



では、  
どうい場合に売買が認められ  
どうい場合に売買が認められない  
のでしょうか。

これから  
3つの事例を通して考えてみましょう。

## スライド 9



ケース1です。

モモコさんは成人になりました。  
オトちゃんとモモコさんは、  
どちらも成人の女性です。

## スライド 10

### CASE 01 友人間でのチケット売買

オトちゃんは歌手「ウラシマ」さんの大ファン。今回もコンサートに行く気満々です。

オトちゃんは友達 MOMOCO さんにも頼んで、コンサートチケットの抽選に申し込んでもらいました。



オトちゃんは歌手の「ウラシマ」の大ファンです。コンサートチケットを入手するために、友達 MOMOCO さんに頼んで、チケットの購入申し込みをしてもらいます。

オトちゃん  
「ウラシマ最高!!  
今回もコンサート絶対行くわ!!」

MOMOCO さん  
「ウラシマは大人気だし、  
チケット当選しにくいでしょ?」

オトちゃん  
「そうだ! MOMOCO も申し込んでくれない?  
当選確率が2倍になるのよね~」

MOMOCO さん  
「私は行く気ないんだけど・・・。  
はいはい。わかったわ。代金は払ってね」

## スライド 11

### CASE 01 友人間でのチケット売買

コンサートチケットの購入方法



01 チケット会社のウェブサイト  
で申し込みをする。



02 数日後、当選を知らせるメール  
が来るので、当選を確認し、  
代金を振り込む。



03 郵送されたチケットを受け  
取る。

ここで、チケット購入の仕組みを確認します。

1. チケット会社のウェブサイト  
で申し込みをする。
2. 数日後、抽選結果がメールで来るので、  
当選を確認し、  
指定の方法で代金を振込む。
3. 代金の振込が確認されると、  
チケットが郵送されて来るので受取る。

(コンビニで支払う場合、その場でチケット  
を受取ることができる場合もある。)

## スライド 12

### CASE 01 友人間でのチケット売買

そして抽選の日。オトちゃんは落選しましたが、モモコさんは当選しました。

モモコさんはコンビニへチケットを買いに行き、オトちゃんはそれを売ってもらいました。



そして抽選日

オトちゃん

「私、落選しちゃった～。

ねえ、モモコはどうだった？」

モモコさん

「えっと。なにになに、『おめでとうございます』

だって。私当選しているわ～」

オトちゃん

「ナイスよ、モモコ！！

じゃあ、あそこのコンビニに行って  
チケット買ってきてくれる？」

モモコさん

「はいはい、わかったわ。

ちょっと待っててね。

これが、チケット販売機ね！

ウラシマ・コンサート・5000円。

これをレジに持って行ってお金を払って。

これでチケット手に入ったわ！

はい！オトちゃんこれでいいのね」

オトちゃん

「モモコありがとう！

はい。これ代金の5000円。

本当に助かったわ～」



## スライド 13

### CASE 01 友人間でのチケット売買

でも、モモコさんは、何か悪いことをしたような気がして、少し不安になっています。



#### 問題:

友人の間でチケットを売買することは法的に認められると思いますか？

認められる

認められない

班の中で考えてみましょう

それぞれどうしてそう思ったか、その理由を思いつく限り挙げてみましょう。そしてそれぞれの理由を比べたうえで、班として答えをまとめてみよう！

でも、モモコさんは何か悪いことをしたような気がして少し不安になっています。

モモコさん

「これって、本当によかったのかなあ？

コンサートに行く気のない私が

チケットを手に入れちゃって。

確かにこのチケットには、

本人確認もないし、

『他の人に売ってはいけません』と

書いていないし。

でも、他にもコンサートに行きたい人がいたはずよね。

法律違反にならないのかなあ？」

オトちゃん

「何言ってるの、気にしないでいいのよ！

私たち友だち同士なんだから

いいんじゃないの。

ちゃんとお金を支払ってチケットを

買ったんだし、

誰にも迷惑をかけていないわ」

さて、ここで問題です。

友人間でチケットを売買することは

法的に認められると思いますか。

班の中で考えてみましょう。

それぞれどうしてそう思うか

理由も思いつく限り挙げて、

班の中で話し合ってみましょう。

## スライド 14

### CASE 01 友人間でのチケット売買

認められる

と考える理由は…



●買主(オトちゃん)と売主(モモコさん)が合意しているから

●オトちゃんとモモコさんのどちらが買っても、チケットの販売元は利益を失っていないから

●とくに禁止されていない限り、友人の間での売買は自由にできるから

などが挙げられます。

「認められる」と考えた人の意見としては

- 買主と売主が合意をしているから
- チケット販売元は利益を失っていないから
- 売買は自由にできるから

などがありますね。

## スライド 15

### CASE 01 友人間でのチケット売買

認められない と考える理由は…



- チケットを欲しかった他のファンに迷惑
  - 「チケットの買主がコンサートの入場者になる」という販売元の想定を壊しているから
  - 友人間の売買を認めると、他人との売買にまで広まりかねないから
- などが挙げられます。

「認められない」と考えた人の意見としては

- ・ チケットが欲しかった、他のファンに迷惑をかけるから
- ・ チケット販売元の想定を壊しているから
- ・ 友人間の売買を認めると、他人との売買にも広まりかねないから

などがありますね。

## スライド 16

### CASE 01 友人間でのチケット売買

以上を踏まえて

友人の間でチケットを売買することは法的に認められると思いますか？

→ 正解は

原則  
認められる

本人確認がなかったり、チケット販売元がとくに禁止していない限り、規制はありません

オトちゃんとももこさんが合意しているので、チケット売買が成立します

自由に売買できることを、**契約自由の原則**と言います

みんなの意見を踏まえて正解は、現行法では原則「認められる」ようです。

本人確認がなかったり、チケット販売元が転売を禁止していない限り、規制はありません。

オトちゃんとももこさんが合意しているので、チケットの売買が成立します。このように自由に売買できることを「契約自由の原則」と言います。

## スライド 17

### CASE 01 友人間でのチケット売買



注意! 気をつけて!

チケット販売元が本人確認をしたり売買を禁止したりすることがあるので、よく注意をしましょう。

「当日は身分証を必ず提示してください」や「チケットを他人に譲り渡さないでください」などのお知らせがある場合があります。

購入者以外には入場できないという意味なので、たとえ友人の間でもチケットの売買はしないこと!



友人間でチケットを売買するときの注意点です。

チケット販売元が本人確認をしたりして売買を禁止することがあります。

- ・ 「当日は身分証を必ず提示して下さい」
- ・ 「チケットを他人に譲り渡さないで下さい」というお知らせがある場合は、たとえ友人間でもチケットの売買をしてはいけません。

## スライド 18



ケース2です。

今回はモモコさんもオトちゃんと一緒に、ウラシマのコンサートに行きたいようです。

オトちゃん

「この前のコンサート最高だったわ！  
モモコ、今度は一緒に行きましょうね」

モモコさん

「はいはい。そこまで言うなら、私も行くわ！  
今回も申込みしておくわね」

## スライド 19



今回は、二人とも落選していました。

モモコさん

「オトちゃん抽選どうだった？  
私は落選・・・あきらめるわ」

オトちゃん

「私も落選・・・でも絶対あきらめないわ！」

当日、

二人はコンサート会場に行ってみました。

オトちゃん

「そうだ、当日券とかチケットの余りがあるかもしれないから、  
今からコンサート会場に行ってみよう！」

モモコさん

「やっぱり当日券も売り切れだって」

業者

「ちょっとそこのお嬢さん、  
チケット要らない？  
要らなくなった人から買い取って、  
君たちみたいに買いそびれた人に  
売っているんだ」

オトちゃん

「チケットあるの！欲しい！買います！！  
いくらですか？」

業者

「一枚 20,000 円。  
前売り券ではないからちょっと高いけど」

オトちゃん

「えっ～高い・・・どうしよう。  
でもコンサート見たいし・・・  
わかりました。私、買います！」

## スライド 20

**CASE 02** コンサート会場前でのチケット販売

モモコさんはコンサートをあきらめることにしました。オトちゃんは喜んでいますがモモコさんは、少し不安になっています。



まいどありー  
やったー！  
ウラシマさんに  
会えるー！

それって  
違法じゃない  
のかなあ…

**問題：**  
コンサート会場でのチケットの売買  
は法的に認められると思いますか？

認められる

認められない

班の中で考えてみましょう  
それぞれどうしてそう思ったか、その理由を思いつく限り挙げてみましょう。そしてそれぞれの理由を比べたうえで、班として答えをまとめてみよう！

業者  
「まいどあり」  
オトちゃん  
「やった～！  
これでウラシマに会えるわ！！」  
モモコさん  
「私は止めておくわ。  
あの人コンサートの関係者でも  
なさそうだったし・・・」  
オトちゃん  
「そお？このチケットは、  
間違いなく本物よ！！  
コンサートの入り口で本人確認も  
必要ないみたいだし。  
他の人に譲ってはダメと書いていないし、  
大丈夫じゃない！  
悪いわね。遠慮なく行ってくるね」  
モモコさん  
「楽しんできてね！  
でも、それって違法じゃないの？」

さて、ここで問題です。

コンサート会場で  
チケットを売買することは  
法的に認められると思いますか。  
班の中で考えてみましょう。

それぞれどうしてそう思うか  
理由も思いつく限り挙げて、  
班の中で話し合ってみましょう。

## スライド 21

**CASE 02** コンサート会場前でのチケット販売

認められる と考える理由は…



- 買主(オトちゃん)と売主(おじさん)が合意をしているから
- 買主はチケット、売主は代金が入るので、  
どちらも利益があるから
- チケットの販売元も損をしていないから

などが挙げられます。

「認められる」と考えた人の意見としては

- ・ 買主と売主が合意をしているから
- ・ 買主も売主もどちらにも利益があるから
- ・ チケット販売元も損をしていないから

などがありますね。

## スライド 22

### CASE 02 コンサート会場前でのチケット販売

認められない と考える理由は…



- 正規の価格より高くなり、ファンが正規の価格でコンサートを楽しむことができなくなるから
- 友人ではなく不特定の人に転売しているから
- 転売はコンサートの主旨(ファンとの交流)を歪めてしまうから
- 正規ルート以外でチケットの売買が広まってしまう  
たとえば反社会的な組織の収入源になるかもしれないから。

などが挙げられます。

「認められない」と考えた人の意見としては

- ・ 正規価格より高くなって、ファンが正規価格で楽しむことができなくなるから
- ・ 友人でなく不特定多数の人に転売しているから
- ・ 転売はコンサートの主旨を歪めてしまうから
- ・ 正規ルート以外の売買が広まってしまうと、例えば反社会的な組織の収入源になるかもしれないから

などがありますね。

## スライド 23

### CASE 02 コンサート会場前でのチケット販売

以上を踏まえて

コンサート会場での  
チケットの売買は  
法的に認められると  
思いますか？

→ 正解は **認められない**

営利目的で不特定の多数の人たちにチケットを販売することは法的に規制されています

営利目的で不特定多数に販売することをダフ屋行為といいます

ダフ屋行為は各都道府県の迷惑行為防止条例で禁止されています

みんなの意見を踏まえて  
正解は、「認められない」です。

営利目的で不特定多数の人に  
チケットを転売することは、  
法的に規制されています。

このような行為を「ダフ屋行為」と言います。

ダフ屋行為は各都道府県の迷惑行為防止条例  
で禁止されています。

## スライド 24

### CASE 02 コンサート会場前でのチケット販売

#### 岡山県迷惑行為防止条例の場合

第9条 何人も…入場券、観覧券その他公共の娯楽施設を利用しうる権利を証する物…を不特定の者に転売するため…公衆に発売する場所において買…てはならない。

2 何人も、転売する目的で得た乗車券等を、公共の場所において、不特定の者に売…てはならない。



**50万円以下の罰金**

(何度も繰り返すと6か月以下の懲役または50万円以下の罰金を課される)

岡山県の場合は、

岡山県迷惑行為防止条例第9条で禁止されています。違反すると50万円の罰金です。

「何度も繰り返すと6か月以下の懲役  
または50万円以下の罰金」

になります。

(時間があれば、  
第9条を読み上げて確認する。)

## スライド 25

### CASE 02 コンサート会場前でのチケット販売



#### 注意! 気をつけて!

コンサート会場で他人に売るだけの目的でチケットを扱っている人から**買わないようにしましょう**

ダフ屋はチケットを不当な価格で売って暴利を得ており、正規の価格でコンサートを楽しむファンの権利を侵害しているからです。

いくらコンサートに行きたくても、チケットを買ってダフ屋行為に手を貸さないようにしましょう。



コンサート会場前でのチケットの販売についての注意点です。

コンサート会場前で他人に売るだけの目的でチケットを扱っている人から購入しないようにしましょう。

ダフ屋はチケットを不当な値段で販売して暴利を得ています。こうした行為は、正規価格でコンサートを楽しむ人の権利を侵害しているのです。

いくらコンサートに行きたくても、ダフ屋行為に手を貸さないようにしましょう。

## スライド 26

### CASE: 03 ネットオークション でのチケットの 売買



ケース3です。

今回もモモコさんとオトちゃんと一緒に、ウラシマのコンサートに行きたいようです。

オトちゃん  
「モモコ、今度こそウラシマのコンサート一緒に行こうね」  
モモコさん  
「そうね。前は一緒に入れなかったしね。また、申し込んでおくれ」

## スライド 27

### CASE 03 インターネットでのチケット売買

オトちゃんとモモコさんは、またもや「クラシマ」さんのコンサートの抽選に申し込みましたが、今回も2人とも落選してしまいました。



あきらめきれないオトちゃんは、インターネットオークションでチケットを発見、さっそく入札しましたが、入札価格はどんどん上がって行きます。



今回も二人とも落選したようです。

モモコさん

「あ～あ、また外れちゃった」

オトちゃん

「私も外れたわ。でもくじけない！  
ちょっとネットで探してみるわ～」

あきらめきれないオトちゃんは  
インターネットオークションサイトで  
チケットを発見！

オトちゃん

「絶対に見つけるわ！ほら！あった！！  
なににな  
『急用でコンサートに行けなくなったので  
チケットを買いませんか？』  
(強調して読む) だって。」

モモコさん

「え～ほんと？この出品者うそついて  
売ってるんじゃないの？」

オトちゃん

「ううん。それはないよ。  
このオークションサイトは、  
大手のちゃんとしたところだから、  
嘘をついた出品はないはずよ。  
早速入札するね～」

## スライド 28

### CASE 03 インターネットでのチケット売買

ネットオークションでのコンサートチケットの購入方法



**01** 欲しいものに自分が希望する金額をつけて出品者に申し込みをする。



**02** 他の希望者が次々と値段を吊り上げ、期限内に一番高い金額を付けた人が落札。



**03** 落札者は銀行などを通して出品者に支払い、落札したものを送ってもらう。

ここで、  
インターネットオークションでの  
チケット購入の仕組みを確認します。

1. 自分が希望する金額をつけて出品者に申し込む。
2. 他の希望者が値段を吊り上げた場合、期限内に一番高い金額をつけた人が落札する。
3. 落札者は銀行やコンビニなどを通して出品者に支払い、落札したチケットを郵送してもらう。

## スライド 29

### CASE 03 インターネットでのチケット売買

オトちゃんはとうとう驚くべき高額でチケットを落札しました。大喜びのオトちゃんを横目に、モモコさんは今回も疑問を感じています。



#### 問題：

ネットオークションでのチケット売買は法的に認められると思いますか？

認められる

認められない

#### 班の中で考えてみましょう

それぞれどうしてそう思ったか、その理由を思いつく限り挙げてみましょう。そしてそれぞれの理由を比べたうえで、班として答えをまとめてみよう！

オトちゃんは、とうとう高額でチケットを落札したようです。

モモコさん

「ちょっとオトちゃん、その値段、本当に大丈夫？ちゃんと支払えるの？」

オトちゃん

「やった～！チケット落札！大丈夫よっ！て…二万円！？しまった！

他の人より値段を高くしなきゃと思って、よく見ていなかったわ！！

でも、コンサートに行きたかったし、ちょっと高くついたけど仕方ないわ」

オトちゃん

「これでよし、支払いも済ませておいたわ」

モモコさん

「不注意なんだから、でもチケット無事届いてよかったね」

オトちゃん

「モモコはどうする？まだオークションなら手に入るよ」

モモコさん

「私は止めておくわ。

今回もチケットには

本人確認はないみたいだし、

どこにも『売っちゃダメ』と

書いていないけど、よく考えたら、

ダフ屋と同じようなものじゃない？

何か法に違反するんじゃないの？」

さて、ここで問題です。

インターネットオークションで

チケットを売買することは

法的に認められると思いますか。

班の中で考えてみましょう。

それぞれどうしてそう思うか

理由も思いつく限り挙げて、

班の中で話し合ってみましょう。



## スライド 30

### CASE 03 インターネットでのチケット売買

認められる と考える理由は…



- 買主(オトちゃん)と売主(出品者)が合意しているから
- コンサートに行けない人がチケットを売り渡し、行きたい人が入手できて、無駄なくどちらにも利益になるから
- 誰が買っても、チケット販売元は利益を失わないから

などが挙げられます。

「認められる」と考えた人の意見としては

- ・ 買主と売主が合意をしているから
- ・ コンサートに行けない売主も行きたいが手に入らなかった買主もどちらにも利益になるから
- ・ 誰が買っても、チケット販売元は利益を失わないから

などがありますね。

## スライド 31

### CASE 03 インターネットでのチケット売買

認められない と考える理由は…



- ダフ屋と同じように不特定の人に販売する行為だから
- 正規の値段より高くなると、お金に余裕のないファンが買えなくなり不公平だから
- 営利目的になると、コンサートの主旨(ファンとの交流)を歪めてしまうから

などが挙げられます。

「認められない」と考えた人の意見としては

- ・ ダフ屋と同じように不特定多数の人に販売する行為だから
- ・ 正規価格より高くなると、お金に余裕のないファンが買えなくなり不公平だから
- ・ 営利目的になると、コンサートの主旨を歪めてしまうから

などがありますね。

## スライド 32

### CASE 03 インターネットでのチケット売買

以上を踏まえて

ネットオークションでのチケット売買は法的に認められると思いますか?

正解は

原則

認められる

営利目的ではなく、オークションに出品している限りでは、とくに法的な規制はありません

買主(オトちゃん)と売主(出品者)の間で合意があり、チケットの代金支払いと引き渡しが行われていれば、チケット売買は成立します

現在、営利目的でない限り、原則法的には問題ありません。

みんなの意見を踏まえて正解は、原則「認められる」です。

『コンサートに行けなくなった』との記載がウソであれば責任を問われるかもしれませんが、記載通り営利目的ではないならば法的に規制されることはありません。買主と売主の合意があればチケットの売買は成立します。現在、営利目的でない限りでは、原則法的には問題ありません。

ただし、大手のオークションサイトであっても、出品者の信用性が保証されているとは限りません。危険性が伴う取引であることに注意しましょう。

## スライド 33

### CASE 03 インターネットでのチケット売買



**注意! 気をつけて!**

ただしオークションでも営利目的の転売行為となると規制されます。

2016年9月14日に、「嵐」のコンサートチケットを転売したとして、古物営業法違反(無許可営業)の疑いで、逮捕される人がいました。

この人は、古物(チケット)を販売するという営業を行ったと判断されて、そのような営業の許可を受けていなかったとして逮捕されたのです。



インターネットオークションでチケットを売買する時の注意点です。

インターネットオークションでも営利目的の転売行為をしたとなると規制されます。

2016年9月14日「嵐」のチケットを転売したとして、古物営業法違反の疑いで逮捕された人がいました。

この人は古物(チケット)を販売するという営業を行ったと判断されて、営業の許可を受けていなかったため逮捕されました。

ちなみに、1年半で一千万円の売り上げがあったようです。

## スライド 34

### CASE 03 インターネットでのチケット売買

2016年8月末に、音楽業界4団体と多くの国内アーティストたちが「チケット高額転売取引問題の防止」を求める共同声明を発表しました。

「正規価格でチケットを買えない」  
「転売されたチケットで入場できない」  
などトラブルも増えています。

ネットオークションは営利目的の業者なのかどうかについて**十分気を付けましょう。**

こうしたチケットの転売について、2016年6月末音楽業界4団体と多くのアーティストが、「チケット高額転売取引問題の防止」を求める共同声明を出しました。

- ・ 正規価格でチケットが買えない
  - ・ 転売されたチケットで入場できない
- 等トラブルが発生しています。

インターネットオークションでチケットを購入する時は、営利目的の業者なのかどうか十分気を付けましょう。

## スライド 35



今日のまとめです。

今日は、3つの事例を考えました。

どこまで売買はみとめられるか、  
振り返ってみましょう。


## スライド 36

まとめ：友人間でのチケット売買

原則 **認められる**

本人確認がなかったり、チケット販売元がとくに禁止していない限り、  
**規制はありません**

オトちゃんとモモコさんが合意しているので、**チケット売買が成立します**

 チケット販売元が本人確認をしたり売買を禁止したりすることがあるので  
**よく注意をしましょう**

ケース1で考えたのは  
友人間でのチケット売買は  
原則「認められる」でした。

しかし、注意が必要でした。

認められるのは、  
本人確認がなかったり、  
チケット販売元が特に禁止していない場合に  
限りました。

チケットに記載されている事項を  
よく確認して、注意しましょう。


## スライド 37

まとめ：コンサート会場前でのチケット売買

**認められない**

営利目的で購入したチケットを不特定多数に販売することを  
**ダフ屋行為**といいます

現在は各都道府県の**迷惑行為防止条例**でダフ屋行為は禁止されています

 コンサート会場で営利目的でチケットを扱っている人から  
**買わないようにしましょう**

ケース2で考えたのは  
コンサート会場前でのチケット売買は  
「認められない」でした。

営利目的で購入したチケットを  
不特定多数に販売することを  
ダフ屋行為といいます。  
ダフ屋行為は  
県の迷惑行為防止条例で禁止されています。

コンサート会場前で  
営利目的でチケットを扱っている人から  
チケットを買わないようにしましょう。


## スライド 38

まとめ：ネットオークションでのチケット売買

原則 **認められる**

営利目的ではなく、オークションに出品している限りでは、とくに法的な規制はありません。

買主と売主の間で合意があり、代金支払いと引き渡しが行われていれば、**チケット売買は成立します**



ネットオークションでも営利目的の業者は規制されることがあるので、営利目的かどうか、**十分気を付けましょう**

ケース3で考えたのは、インターネットオークションでのチケット売買は原則「認められる」でした。

しかし、注意が必要でした。認められるのは、営利目的ではなく、インターネットオークションに出品しているチケットに限りでした。さらに、本人確認がなかったり、チケット販売元が特に禁止していない場合に限ります。

インターネットオークションで購入する場合は、営利目的かどうか十分気を付けましょう。

## スライド 39

まとめ：財やサービスの売買

**認められる**      **認められない**

**契約自由の原則**  
売主と買主との間の合意

**効率性・利益**  
一番欲しい人が入手  
皆が得して満足



**不公平・不平等**  
皆を等しく扱っていない  
貧しい人が買えない

**目的・主旨に反する**  
売買によって対象物の意味が歪められる  
売買にふさわしくない

財（商品）やサービスを売買する時、その売買が認められるか、認められないか考えるキーワードを整理しておきましょう。

認められる場合は「契約自由の原則」「効率性・利益」  
認められない場合は「不公平・不平等」「目的・主旨に反する」です。

これらのキーワードで確認しながらどこまで売買できるか考えて行動してください。

## スライド 40

**どこまで売買は認められるの？**



捜索に参加してくれてありがとう！

みんなも買っていいものかどうかをよく考えて買い物をしてね！

どこまで売買できるか、キーワードを頼りに、しっかりと確認して考えて行動しましょう。

## 「売買はどこまで認められるの？ 授業教材パック」

この教材は、消費者庁の先駆的プログラムとして、岡山県が平成27年度から3年間かけて作成に取り組んだ発達段階別消費者教育教材の一つです。

作成に当たり、消費者教育教材作成研究会委員の方々に御協力いただき、貴重な御意見を頂戴することができましたことを深く感謝します。

また、本教材の作成に当たっては、岡山大学法学部の教員と学生で構成されるワーキンググループにお願いし、原案の作成やモデル授業の実施などで協力をしていただきました。

これらの教材は、「岡山県版消費者教育教材マップ」のとおり体系的に作成しておりますので、様々な場面で御活用ください。

### 消費者教育教材作成研究会（50音順）

#### ○大森 秀臣（岡山大学法学部 教授） 制作ワーキンググループ主宰

桑原 敏典（岡山大学教育学部 教授）

里 真佐子（H27）青木 博子（H28）岡野 展子（H29）（国公立幼稚園・こども園長会 会長）

中富 公一（岡山大学法学部 教授）

中村 誠（岡山大学法学部 教授）

福地 慶太（H27・H28）藤田 研二（H29）（岡山県金融広報委員会 会長）

前田 芳男（岡山大学地域総合研究センター 副センター長 教授）

森 雅子（ノートルダム清心学園清心中学校・清心女子高等学校 副校長）

（岡山市）岡山市教育委員会指導課 課長

岡山市消費生活センター 所長

（岡山県）岡山県教育庁高校教育課 課長

岡山県教育庁義務教育課 課長

岡山県県民生活部くらし安全安心課 課長

岡山県消費生活センター 所長

岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター

### 監修

矢吹 香月（岡山県消費者教育コーディネーター）

### 事業受託団体

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

### デザイン・イラスト制作

中山 和美

### 発行

#### 岡山県

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1

TEL(086)226-1019 FAX(086)227-3715

平成30年3月

岡山県県民生活部くらし安全安心課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL(086)226-7346 FAX(086)225-9151